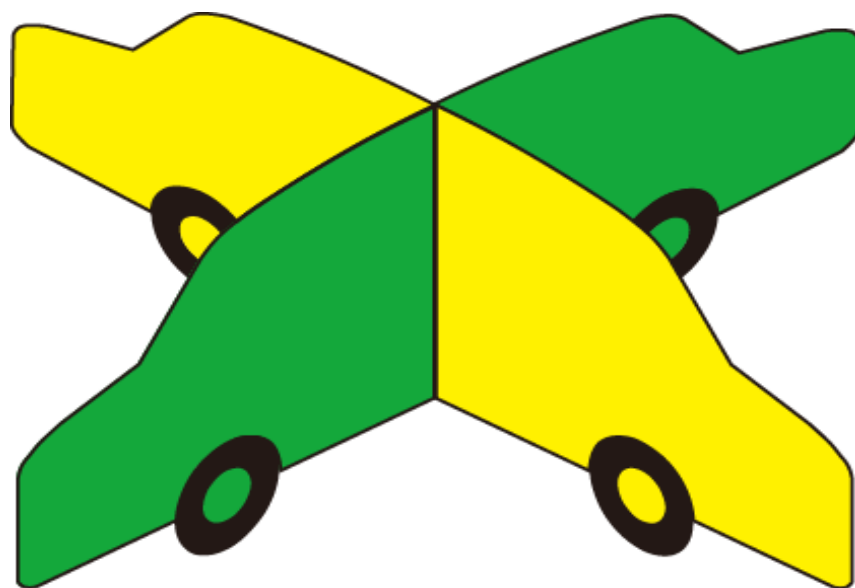


特定整備工場基準の ご案内



Welcome to
O a s i s

一般社団法人岐阜県自動車整備振興会
岐阜市日置江2648番地4
TEL (058) - 279 - 3721
FAX (058) - 279 - 3726

2025.07.08省令改正対応版

「自動車整備工場」の経営を希望される皆様へ

自動車特定整備事業を営むには、特定整備を行う事業場ごとに国土交通省・地方運輸局長の認証を受ける必要があります。（道路運送車両法第78条）

特定整備とは次のものをいいます。（道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」）

分解整備	原動機	原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
	動力伝達装置	動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
	走行装置	走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備又は改造
	操縦装置	かじ取り装置（操縦装置）のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
	制動装置	制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
	緩衝装置	緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造 ※リーフスプリング、エアスプリング等が該当する。
連結装置	けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造 ※キングピン、カップラ、ルネットアイ、ピントルフック等が該当する。	
電子制御装置整備	運行補助装置	運行補助装置を取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更、又は機能調整を行う自動車の整備又は改造 ① 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー ② ①に規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機 ③ ①に規定する取り付けられた車体前部又は窓ガラス
	自動運行装置	自動運行装置の取り外して行う整備又は改造、その他の自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の解釈」は次のとおりです。

分解整備について

（1）原動機関係（該当する部品を取り外して行う整備又は改造）

- シリンダーブロック（二輪車はクランクケース）
 - シリンダーブロックの取り外しを伴うフライホイール
 - 二輪車のクランクケース
- ※原動機の脱着は分解整備に該当します。

（2）動力伝達装置関係（該当する部品を取り外して行う整備又は改造）

1. クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く）

- クラッチのレリーズフォーク
- クラッチカバー
- レリーズベアリング
- プレッシャープレート
- ダイヤフラムスプリング
- プレッシャースプリング
- クラッチディスク

2. ギヤ関係

- マニュアルトランスミッション
- オートマチックトランスミッション
- トルクコンバータ（CVTを含む）
- トランスファ
- トランスアクスル
- ディファレンシャル
- 差動制限装置
- ファイナルギア

3. 推進軸・駆動関係

- プロペラシャフト
- ユニバーサルジョイント
- センターベアリング
- ドライブシャフト
- 等速ジョイント

(3) 走行装置関係（該当する部品を取り外して行う整備又は改造）

- | | | | |
|---|----------------|---|-------------|
| { | 懸架・回転関係 | { | 前輪独立懸架装置の |
| | ●フロントアクスル | | ●サスペンションアーム |
| | ●フロントナックルスピンドル | | ●ナックルスピンドル |
| | ●フロントホイールベアリング | | ●ホイールベアリング |
| | ●フロントキングピン | | ●キングピン |
| | ●リヤアクスルシャフト | | ●リヤアクスルシャフト |

(4) かじ取り装置関係（該当する部品を取り外して行う整備又は改造）

1. ステアリング操作機構関係

- かじ取りフォーク

2. ステアリングギヤ機構関係

- ギヤボックス

3. リンク機構関係（ピットマン・アームからナックルまでをいう）

- ドラッグリンク
- ピットマンアーム
- タイロッド
- タイロッドエンド
- リレーロッド
- アイドラアーム
- ナックルアーム
- ベルクランク
- セクタアーム
- リンクロッド
- スレーブレバー

(5) 制動装置関係（該当する部品を取り外して行う整備又は改造）

1. ドラムブレーキ関係

- ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く）
- ブレーキシュー（二輪の小型自動車はライニング交換は含む、タイヤ交換時のシュー分解は含まない）
- シューアジャスタ
- バックプレート
- ホイールシリンダ
- ブレーキスプリング

2. ディスクブレーキ関係

- ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取外しを伴うブレーキパッドを含む）
- シリンダ
- ピストン
- ブレーキディスク

3. ホース、パイプ、バルブ関係

- ホース
- パイプ
- リレーバルブ
- チェックバルブ
- ダブルチェックバルブ
- プロポーショニングバルブ
- セーフティバルブ
- セーフティシリンダ
- メターリングバルブ
- レギュレータバルブ
- ABSアクチュエータ
- ABSモジュレータ
- ASRモジュレータ

4. 分配・倍力関係

- マスターシリンダ
- ブレーキチャンバ
- 倍力装置

(6) 緩衝装置関係 (該当する部品を取り外して行う整備又は改造)

緩衝関係

- リーフスプリング
- エアースプリング

(7) 連結装置 (該当する部品を取り外して行う整備又は改造)

連結装置関係

- キングピン
- カプラ
- ルネットアイ
- ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

- ストラットの取り外し時にブレーキホースを取り外すもの
- パワーステアリング装置の取り外し時、ギヤボックスを取り外すもの

電子制御装置整備について

(1) 運行補助装置

1. センサーの取り外し、取付位置又は取付角度の変更、機能の調整
前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。
2. 電子計算機の取り外し、取付位置又は取付角度の変更、機能の調整
ECU (Electronic Control Unit) をいう。
3. 自動車の車体前部の取り外し、取付位置又は取付角度の変更
バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくても、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。
4. 窓ガラスの取り外し、取付位置又は取付角度の変更
「1.」のセンサーが外部の状況を検知するための映像、信号が透過するガラス

(2) 自動運行装置

- 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造
- 自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整
- 自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

「特定整備に該当する作業範囲」

【取り外し】【取付位置又は取付角度の変更】【機能の調整】

- ・作業過程において自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為

【整備又は改造】

- ・給油脂、調整、部品交換、修理、構造又は装置の機能を正常に保つ又は戻す作業行為
- ・自動車について何らかの変化を施す作業全般

特定整備に係る工員及び設備の基準

1. 申請者の適格性（イ～ニに該当しない者であること。）

(道路運送車両法第80条第1項第2号関係)

- イ、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ、認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ、未成年者であって、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの
- ニ、法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

2. 工員の基準

1. 特定整備に従事する工員は最低2名必要です。
2. 工員に対して4分の1以上の自動車整備士技能検定合格者が必要です。
3. 事業場には1名以上の整備主任者を選任する必要があります。

特定整備の種類	整備主任者の資格要件
分解整備のみ	自動車整備士技能検定1級又は2級の試験に合格したもの
電子制御装置整備のみ	自動車整備士技能検定1級又は2級又は電気装置若しくは車体整備の試験に合格したもので、1級大型及び1級小型以外の技能検定合格者にあつては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了している者
分解整備 ＋ 電子制御装置整備	自動車整備士技能検定1級又は2級の試験に合格したもので、1級大型及び1級小型以外の技能検定合格者にあつては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了している者

(2級自動車シャシ整備士は対象装置に原動機が含まれている特定整備工場の整備主任者になることは出来ません。)

特定整備に従事する人員に対する整備士の数	工員数		整備士数
	2人	から 4人まで	1名
	5人	から 8人まで	2名
以下4人増すごとに1名追加			

基準工員(整備工員)の2名はパート・アルバイト・派遣社員等は基準工員数には認められておりません。認証申請する際には、雇用状態が確認できる書面を確認させていただくことになります。

3. 事業場の設備基準

イ、作業場面積

作業場面積基準を参考にして下さい。

<作業場面積基準についての注意事項>

- ・屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について整備又は、点検を実施するのに十分であればよい。
- ・車両置場は公道に出ることなく同一敷地内に確保すること。
- ・屋内作業場の間口・奥行の寸法は、**柱の内寸法**とし、床面は平滑に舗装されることが必要です。
- ・電子制御装置整備作業場は離れた作業場や共同使用を申請することが出来ます。

ロ、認証基準工具

認証基準工具一覧表を参考にして下さい。

<認証基準工具についての注意事項>

- ・全装置を対象とする認証工場 → 基準工具全てが必要です。
- ・装置の限定をされる認証工場 → 対象とする装置ごとに基準工具が異なります。

※必要な工具の性能は対象とする自動車により異なりますのでご注意下さい。

4. これから自動車整備工場を建築する場合

自動車整備工場を建築する場合、その土地について、市町村役場にある土地利用規制図、都市計画図等で用途地域を確認し、建築基準法に定める自動車整備工場が建築可能かどうか確認することが望ましいです。

認証取得にあたっては、寸法・面積基準であるため、建築物が建築基準を遵守しているか否かの確認は致しませんが、主要の目的とは異なる建築物は違法性（違法建築物）として取り扱われる恐れがあります。

自動車整備工場を新築される場合は事業者の責任にて建築を行って下さい。

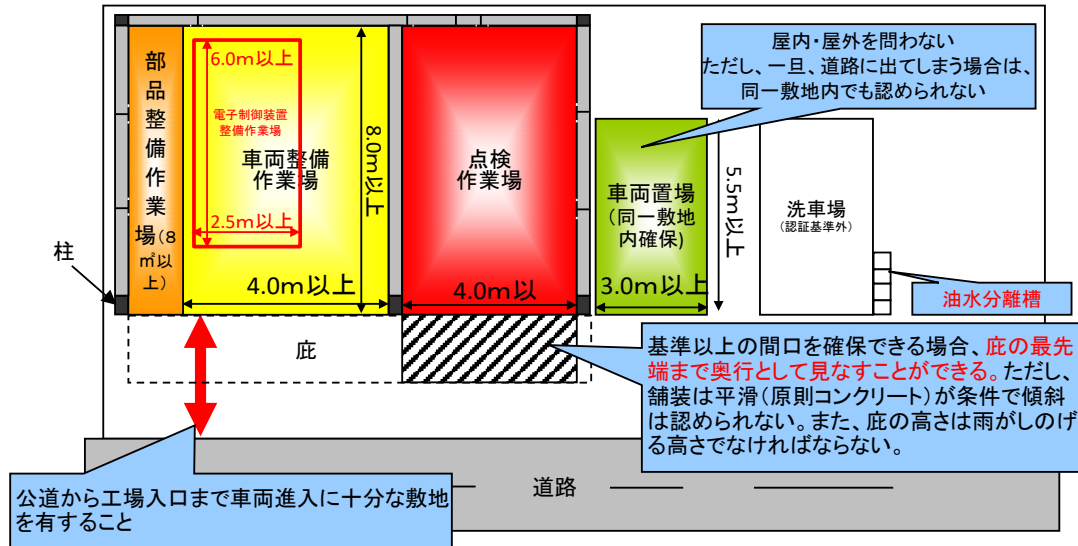
建築予定の土地は都市計画による用途地域により、自動車整備工場の**建築面積が制限**されますので下表を参考にして下さい。

用途区分	自動車整備工場床面積の制限
市街化区域・市街化調整区域	農地転用が必要
第一種、第二種住居専用地域	建築不可能
第一種住居地域	自動車整備工場床面積が 50㎡以下 に制限※
第二種住居地域	自動車整備工場床面積が 50㎡以下 に制限※
準住居地域	自動車整備工場床面積が 150㎡以下 に制限※
近隣商業地域	自動車整備工場床面積が 300㎡以下 に制限
商業地域	
準工業地域	
工業地域	制限なし
工業専用地域	

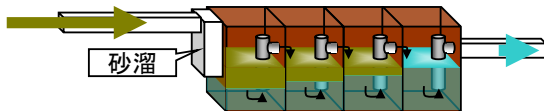
注意 ※エア・コンプレッサの原動機の出力に制限があります。

5. 作業場等の基準早見図

(普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車の例) の部分は無効な面積になります。



<油水分離槽>



油水分離槽は、洗車場の有無に関係なく、公害防止のため設置するのが望ましいです。

設置基準、規格並びに設計上の構造基準は県または市町村役場の公害対策課等にお問い合わせ下さい。

6. 面積寸法基準の注記

- 1 特定整備に係る作業場は全て同一敷地であること。※整備中の車両が公道に出ないこと
- 2 車両整備作業場と点検作業場の天井の高さは対象自動車をリフトアップ等した場合に整備作業や点検作業を行うのに十分な高さであること。
- 3 電子制御装置整備作業場は車両整備作業場や点検作業場と兼用することが出来る。
- 4 間口、奥行きについては、柱や壁などの内側で測定した有効数値とする。
- 5 屋内作業場は平滑に舗装されていること。

事業の種類					屋内作業場					電子制御装置 点検整備作業場 (屋内寸法)		車両置場	
	対象自動車の種類	対象自動車	整備の種類	対象装置	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行
					間口	奥行		間口	奥行				
普通自動車 特定整備事業	普通自動車 車両総重量 8トン以上 最大積載量 5トン以上 乗車定員 30人以上	普通(大型)	分解整備	原動機	5m	13m	12㎡	5m	13m			3.5m	11m
				動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m	12m	7㎡	5m	12m				
				連結装置	3.5m	12.5m	7㎡	3.5m	12.5m				
		電子制御 装置整備	運行補助装置							5m (5m)	16m (7m)		
			自動運行装置										
	普通自動車 車両総重量 8トン未満 最大積載量 2トンを超え 5トン未満 乗車定員 11人以上 29人以下	普通(中型)	分解整備	原動機	5m	10m	12㎡	5m	10m			3.5m	8m
				動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m	9m	7㎡	5m	9m				
				連結装置	3.5m	9.5m	7㎡	3.5m	9.5m				
		電子制御 装置整備	運行補助装置						3m (3m)	13m (7m)			
			自動運行装置										
大型特殊自動車	大特	分解整備	原動機	5m	10m	12㎡	5m	10m			3.5m	8m	
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m	9m	7㎡	5m	9m					
			連結装置	3.5m	9.5m	7㎡	3.5m	9.5m					
普通自動車 特定整備事業	普通自動車 車両総重量 8トン未満 最大積載量 2トン以下 乗車定員 10人以下	普通(小型)	分解整備	原動機	4.5m	8m	10㎡	4.5m	8m			3m	6m
				動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4.5m	7m	6㎡	4.5m	7m				
				連結装置	3m	7.5m	6㎡	3m	7.5m				
	上三欄に掲げるものを除く 特種用途自動車	電子制御 装置整備	運行補助装置						2.5m (2.5m)	7m (3m)			
			自動運行装置										
	上四欄に掲げるものを除く 普通自動車(3ナンバー)	普通(乗用)	分解整備	原動機	4m	8m	8㎡	4m	8m			3m	5.5m
				動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m	6m	5㎡	4m	6m				
				連結装置	2.8m	6.5m	5㎡	2.8m	6.5m				
		電子制御 装置整備	運行補助装置						2.5m (2.5m)	6m (3m)			
			自動運行装置										
四輪の小型自動車	小四	分解整備	原動機	4m	8m	8㎡	4m	8m			3m	5.5m	
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m	6m	5㎡	4m	6m					
			連結装置	2.8m	6.5m	5㎡	2.8m	6.5m					
	電子制御 装置整備	運行補助装置						2.5m (2.5m)	6m (3m)				
		自動運行装置											
三輪の小型自動車	小三	分解整備	原動機	4m	8m	8㎡	4m	8m			3m	5.5m	
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	4m	6m	5㎡	4m	6m					
			連結装置	2.8m	6.5m	5㎡	2.8m	6.5m					
	電子制御 装置整備	運行補助装置						2.5m (2.5m)	6m (3m)				
		自動運行装置											
二輪の小型自動車	小二	分解整備	原動機	3m	3.5m	4㎡	3m	3.5m			2m	2.5m	
			動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置	3m	3.5m	4㎡	3m	3.5m					
軽自動車 特定整備事業	軽自動車	軽	分解整備	原動機	3.5m	5m	6.5㎡	3.5m	5m			2.5m	3.5m
				動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	3.5m	4.4m	4.5㎡	3.5m	4.4m				
				連結装置	2.5m	4.7m	4.5㎡	2.5m	4.7m				
				運行補助装置									

※表示寸法(面積)以上が必要です。

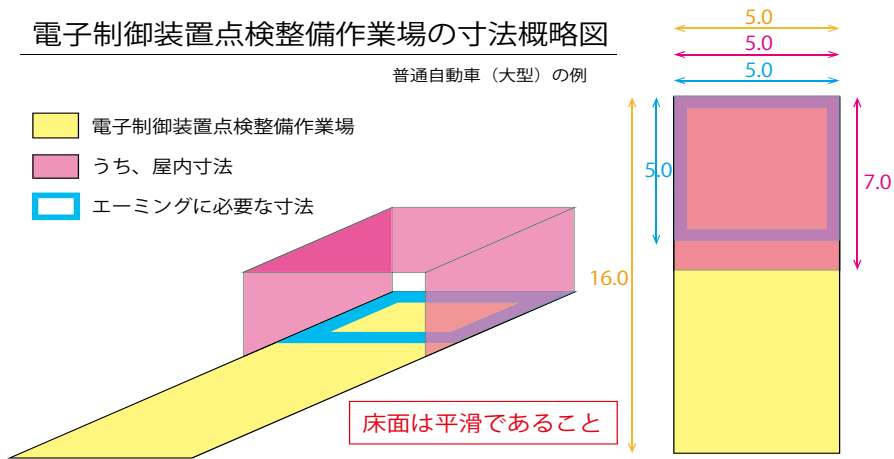
電子制御装置整備に係る設備基準

電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場及び車両整備作業場、指定自動車整備事業の指定要件として定められている完成検査場(ガラス交換、バンパ交換等の作業を除く。)と兼用することができる。

	電子制御装置点検整備作業場				エーミング作業に必要な寸法 (車両前部)	
	作業場寸法基準		うち、屋内寸法			
対象自動車	間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
普通(大型)	5m	16m	5m	7m	5m	5m
普通(中型)	3m	13m	3m	7m	指定無し	5m
大特	----	----	----	----	----	----
普通(小型)	2.5m	7m	2.5m	3m	2m	1m
普通(乗用)	2.5m	6m	2.5m	3m	2m	1m
小 四	2.5m	6m	2.5m	3m	2m	1m
小 三	2.5m	6m	2.5m	3m	2m	1m
小 二	----	----	----	----	----	----
軽自動車	2m	5.5m	2m	4m	指定無し	2m

※電子制御装置点検整備作業場のみの認証を受ける場合は、上記以外に分解整備基準と同じ車両置場が必要となる。

電子制御装置点検整備作業場の寸法概略図



離れた作業場

電子制御装置整備の認証においては、認証要件の作業場において必ずしもバンパやガラスの交換作業を行う必要性のないことや、車種により必要となるエーミング作業の面積も異なることから、一定の要件(片道、おおむね1時間程度の距離など)を満たす場合、分解整備の認証を受けた場所から離れた別の場所を同一の整備事業者の事業場とすることができる。

構内外注について

自動車ガラス修理事業者等の技能者が電子制御整備作業場に出向き、特定整備作業に係るガラス交換等を行う場合は、特定整備事業者の責任の下、当該作業が行われることを書面を交わす等により明確にされている場合は、その技能者を当該特定整備事業者の工具とみなすことができる。

特定整備記録簿の記載は特定整備事業者(外注元)が行う

外注の扱い

外注先	電子制御装置整備の認証あり		電子制御装置整備の認証なし	
	全部を外注	一部を外注	全部を外注	一部を外注
外注元				
電子制御装置整備の認証なし	外注先責任	×	×	×
電子制御装置整備の認証あり	外注先責任	外注元責任	×	外注元の離れた作業場として 届出が必要
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)	×	外注元責任	×	

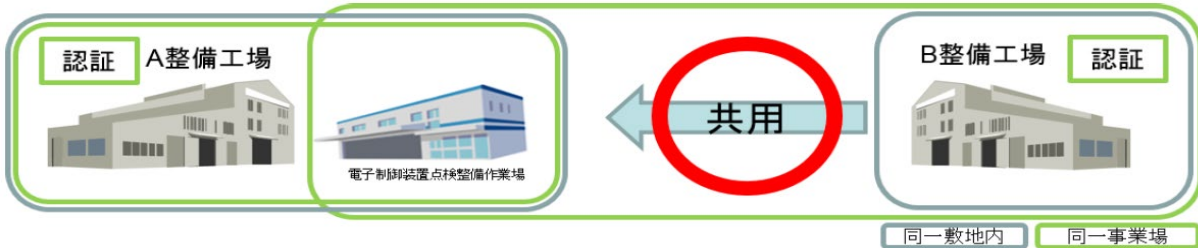
※全部…特定整備記録簿の記入を含む、整備作業の実施から管理まで全てをいう。

※一部…バンパ等の交換のみ、エーミング作業のみを含む。

設備の共用

電子制御装置点検整備作業場（バンパ交換、ガラス交換作業を含む）に限り、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場を共同で使用することが出来る。

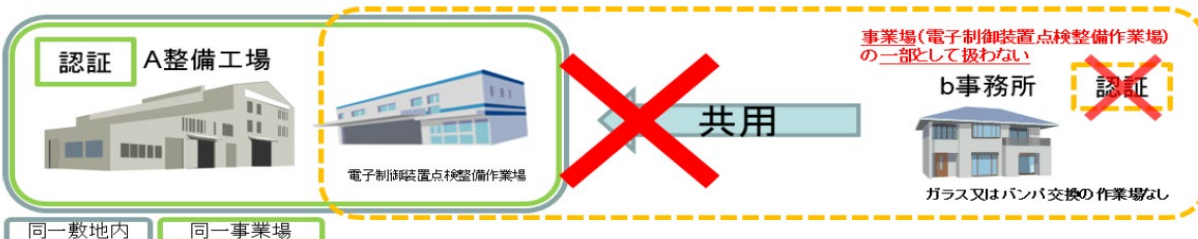
電子制御装置点検整備作業場を有しないB整備工場がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場を共用するイメージ



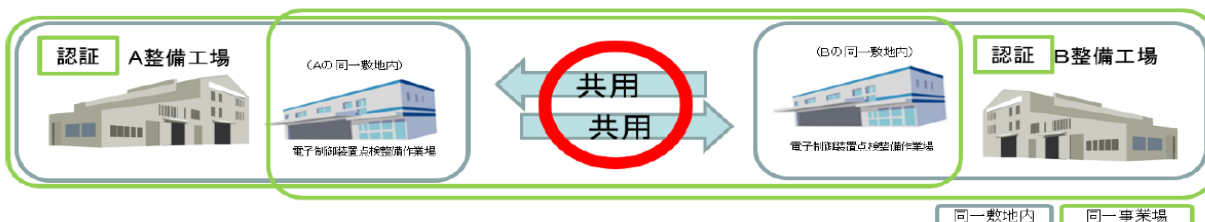
電子制御装置点検整備作業場を有しないb事業所（ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有する）がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場を共用するイメージ



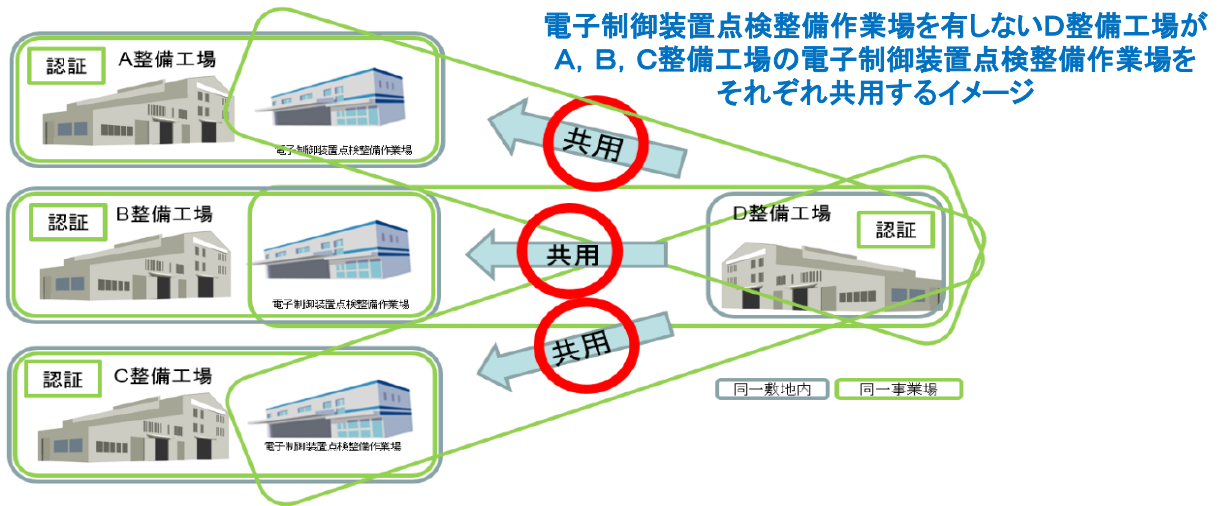
b事業所（ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない）は、事業場の一部として扱わないため、共用できない



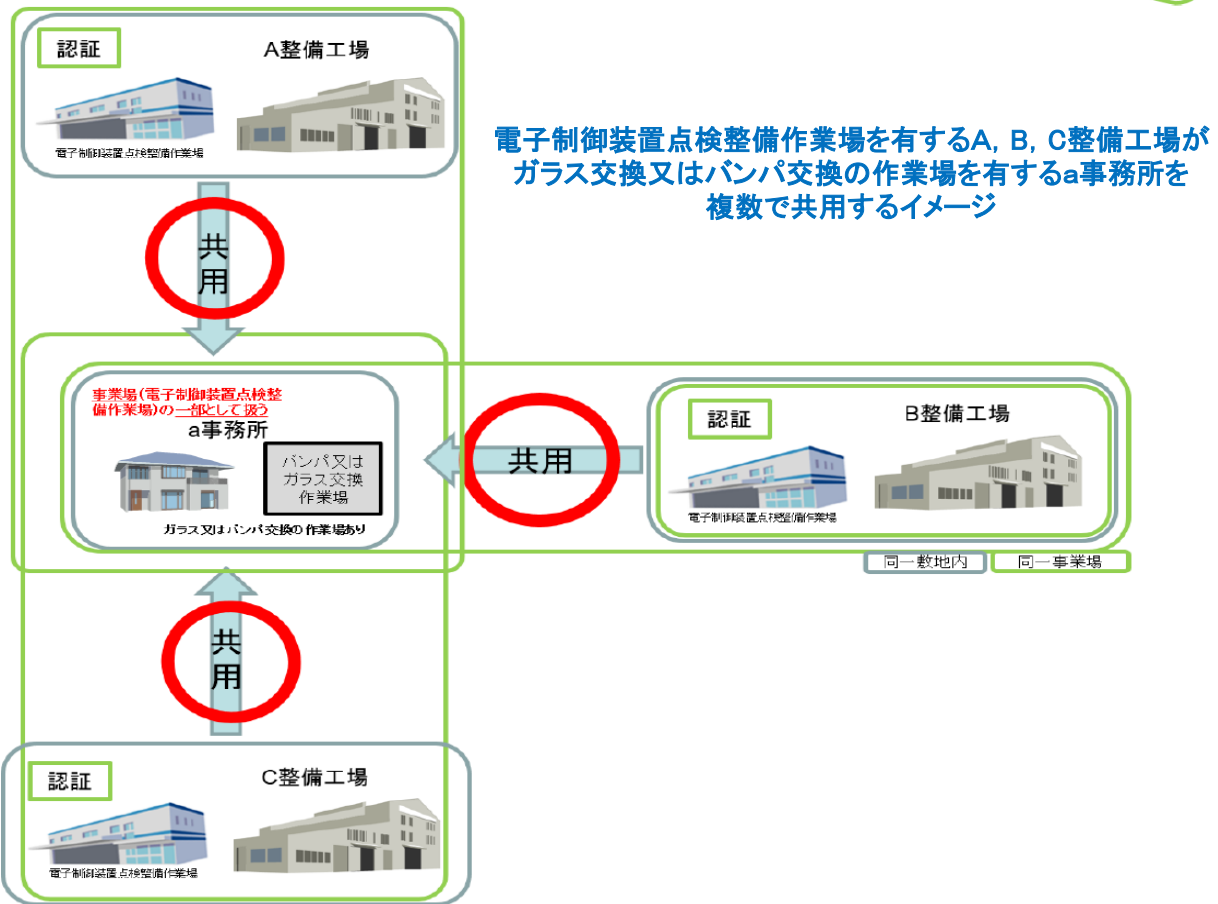
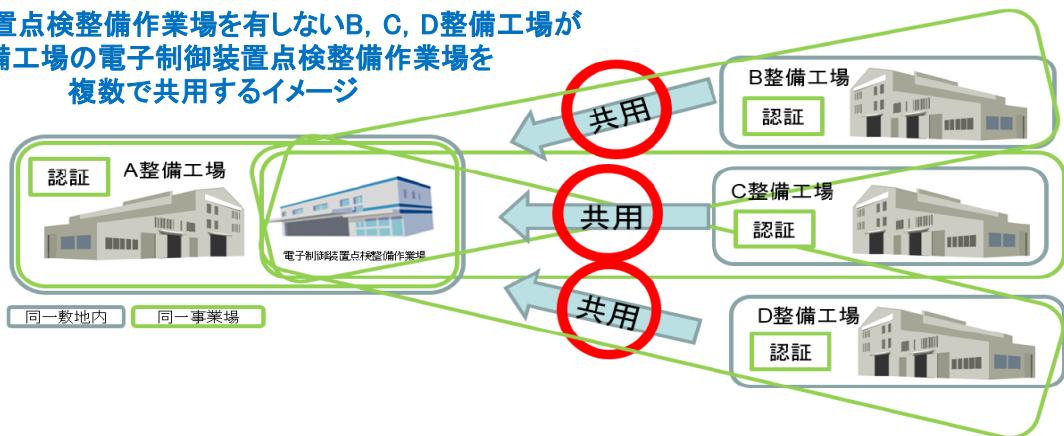
電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場、B整備工場がそれぞれの電子制御装置点検整備作業場を共用するイメージ










複数の事業者がそれぞれ離れた一つの電子制御装置点検整備作業場を共用するケース




電子制御装置点検整備作業場を有しないB, C, D整備工場がA整備工場の電子制御装置点検整備作業場を複数で共用するイメージ





NO	名 称		用途	性能基準	原	動	走	操	制	緩	連
1	プレス ★二輪のみの場合は不要		シリンダー・ライナの交換、ベアリング、ブッシュなどの脱着に用いる	能力2トン以上 油圧又は手動式	○	○	○	○	○	○	○
2	エア・コンプレッサ		圧縮空気の供給に使用する	出力180W以上 圧力0.5Mpa タンク容量1.5L以上 ※別タンク併用でも可	○	○	○	○	○	○	○
3	チェーン・ブロック ★二輪のみの場合は不要		重量物の昇降及び移動に使用する エンジンクレーン可 ※使用できるようワイヤ等で吊し、設置すること	普通（乗）以上1トン以上 以下の対象は500Kg以上	○						○
4	ジャッキ ★二輪のみの場合は不要		油圧又は圧縮空気等により自動車的一端を昇降する時使用 ※リフトの設置が2台ある場合は不要	普通（大・中） 5トン以上 普通（小・乗） 3トン以上 その他の対象 1トン以上	○	○	○	○	○	○	
5	バイス		工作物を確実に固定するために使用 ※作業台等に必ず固定すること	口金の巾 75mm以上	○	○	○	○	○	○	○
6	充電器		バッテリーを充電するために使用	6V, 12V	○						
7	ノギス		軸、ブッシュ内の外径、バネの高さクラッチ・ディスク鳩目の沈み等を測る場合に使用	150mm以上 単位目盛1/20mm以下	○	○	○	○	○	○	○
8	トルク・レンチ		シリンダ・ヘッド・ボルト等を締付けるために使用 ※ホイールナット用は別	小型車150N・m程度 大型車300N・m程度 ※車種によって違うので注意	○	○	○	○	○	○	○

NO	名 称		用途	性能基準	原	動	走	操	制	緩	連
9	サーキット・テスタ ※外部診断器での併用不可		電圧・電流・抵抗の測定に使用		○	○	○	○	○	○	○
10	比重計又はバッテリーテスタ		バッテリーの電解液の比重測定、バッテリーの充電状態を測定するために使用	光学式でも可	○						
11	コンプレッション・ゲージ		シリンダーの圧縮圧力の測定に使用	ガソリン用・ジーゼル用が必要 業務の範囲を限定する場合はいずれが必要	○						
12	ハンディ・バキューム・ポンプ		負圧をかけることにより、EGR装置、点火制御装置、エアークリーパー・コントロールバルブ等の点検に用いる工具	バキュームゲージのみでは不可 負圧をかけられるポンプが必要	○	○		○	○		
13	エンジン・タコ・テスタ又は整備用スキャンツール ★二輪、大特を扱う場合はエンジン・タコ・テスタ		エンジンの回転速度の測定に使用	※極端に測定範囲が少ないテスタは不可 【例】4000 RPM	○	○		○			
14	タイミング・ライト又は整備用スキャンツール ★二輪、大特を扱う場合はタイミング・ライト		ガソリンエンジンの動的な点火時期の点検、調整に使用する	★ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く場合は不要	○						
15	シクネス・ゲージ		バルブクリアランスやポイントの隙間を測定するために使用	リーフの長さ 75 mm以上 枚数 8枚以上	○	○	○	○	○		○
16	ダイヤル・ゲージ		ディスクの振れアクスルハブの振れ、タイヤの振れ、フライホイールの回転・曲がり・偏摩耗、ベアリング軸方向のガタ等の点検測定に用いる	対象とする自動車の軸の曲がり等が測定できるもの	○	○	○	○	○		○


NO	名 称		用途	性能基準	原	動	走	操	制	緩	連
17	タイヤ・ゲージ ★カタピラを有する大特のみの場合は不要		タイヤの空気圧の測定に使用する	5 Kpa 乗用・バン 10 Kpa トラック・バス			○				
18	検車装置 ★二輪のみの場合は不要		対象とする自動車の下回りを検査するために使用ジャッキは含まない	ピット、検車台、オートリフト、エアリフト、ポータブルリフト、フレーム修正機 但しフレーム修正機は車両の下部整備が可能なものに限る	○	○	○	○	○	○	
19	一酸化炭素測定器		排出ガスのCOを測定するのに使用	校正有効期限2年を有しているもの （※車検整備を実施する場合は設置が必要） 2サイクル・4サイクル・特殊エンジンの全てが測定できるもの 校正有効期限切れの場合整備振興会にて校正検査を実施します。	○	※	※	※	※	※	※
20	炭化水素測定器		排出ガスのHCを測定するのに使用	2サイクル・4サイクル・特殊エンジンの全てが測定できるもの 校正有効期限切れの場合整備振興会にて校正検査を実施します。 ★ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く場合は不要	○	※	※	※	※	※	※
21	整備用スキャンツール ★二輪、大特のみの場合は不要		少なくとも一車種以上の車両において、整備に必要な機能として、DTCの読み取り・消去機能、前方監視カメラ、レーダー等用いたセンシングシステムの機能調整等を有するもの （※対象装置に電子制御装置を含む場合は必要） （一社）日本自動車機械器具工業会又はスキャンツールメーカーのホームページ等で「整備用スキャンツール」として公開された型式、ソフトバージョンの確認が必要です。		○	○	※	○	○	○	※
22	ホイール・プーラー ★普通(大型)(中型)大特を含まない場合は不要		ホイールをその取付軸から抜き取る時使用	ユニバーサル式 車種限定のツールでも可			○		○		
23	ベアリング・レース・プーラー ★普通(大型)(中型)大特を含まない場合は不要		ベアリングをシャフト又はケースから抜き取るとき使用	ユニバーサル式 車種限定のツールでも可			○	○		○	
24	グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター ★普通(大型)(中型)大特を含まない場合は不要		グリースの補給に使用	吐出圧100kg/cm ² 以上 手動式・電動式・エア式 いずれかが必要	○	○	○	○	○	○	○

NO	名 称		用途	性能基準	原	動	走	操	制	緩	連
25	部品洗浄槽		<p>部品の洗浄に使用 ※既製品であれば右記の寸法規格は適用しない。</p>	<p>二輪自動車のみ対象の場合 縦400mm横500mm深150mm以上 その他の場合 縦500mm横700mm深150mm以上 【寸法は槽の内寸規格】</p>	○	○	○	○	○	○	○

対象とする作業範囲に電子制御装置整備「運行補助装置」を選択する場合

26	水準器		<p>整備車両とターゲットを正対させ”擬似的な水平”状態を再現させるために必要</p>								
27	ターゲット等の専用器具や整備に必要な情報等の入手		<p>点検・整備に係る情報等（エーミングに必要な機器を含む）を入手できる体制を有すること （例：メーカー提供の整備作業要領書やPC、ネット環境等） ※FAINESに加入することで足りる</p>								

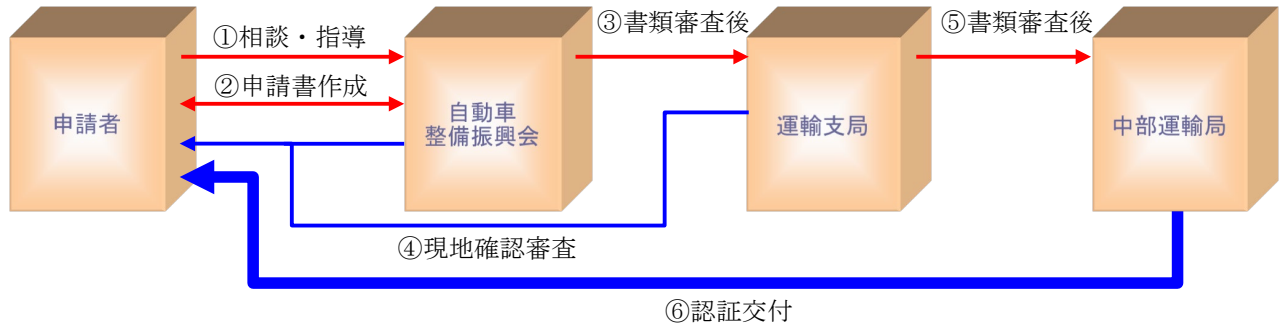
対象とする作業範囲に電子制御装置整備「自動運行装置」を選択する場合

31	自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報		<p>自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること（メーカーからの認定書等）</p>								
----	----------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

7. 認証申請の手続き

認証の申請は、運輸支局を經由して地方運輸局長に行いますが、一般的には自動車整備振興会に相談のうえ認証申請書類の提出を行います。

認証申請から認証交付までの経路



認証申請提出書類

認証申請手続きに関する提出書類は次のとおりです。

1. 自動車特定整備事業認証申請書
2. 整備主任者として選任する者の合格証書
 - ・対象装置が「分解整備」のみの場合
一級または二級自動車整備士技能検定合格者証（写し）
 - ・対象装置に「電子制御装置」を含む場合、または「電子制御装置」のみの場合
電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習修了証（写し）※
 - ※ 一級（大型・小型）自動車整備士は技能検定合格者証（写し）
3. 排ガス測定器試験実施結果証明書または、2年以内の校正結果証明書
（校正期限が満了している場合は、整備振興会の校正を受検して下さい。）
4. 申請者の住所を証する書面
 - ・申請者が個人の場合は住民票（本通1通）または個人番号カード（写し）
 - ・申請者が法人の場合は商業登記簿謄本「全部事項証明」（本通1通）
5. 事業場の所在地を証する書面（下記のいずれかを提出）
 - ・土地登記簿謄本（本通1通）申請所在地表記は【番】 ※ 複数ある場合は代表1通
 - ・建物登記簿謄本（本通1通）申請所在地表記は【番地】
6. 電子制御装置整備作業場を共用にて申請する場合はその契約書（写し）

8. 認証取得後の諸費用

整備振興会	入会金	30,000円
	月会費	1,500円（前期・後期の口座引落し）
支部	入会金	100,000円
	年会費	24,000円以下（支部規程による）各支部から請求
商工組合	出資金	20,000円（退会時には返金）
	会費	0円
雑商品	雑費	30,000円程度
		認証看板・特定整備記録簿・点検ステッカー・その他表示物類